

つくば市公立保育所の新耐震基準を満たさない施設の整備方針（案）

1 経緯

現在、つくば市の公立保育所 23 か所のうち 9 か所の施設が新耐震基準を満たしていません。これまで施設の老朽化に対する修繕等は行ってきましたが、安全性を確保するために早期の対応が必要であり、施設整備を行います。今回、施設整備に関するスケジュール案を検討したため、お知らせします。

◆新耐震基準を満たしていない9保育所

- ・上境保育所（Is0.07、Iw 0.81／築 47 年）
- ・稲岡保育所（Is 0.14／築 44 年）
- ・上ノ室保育所（Is 0.20 Iw 0.71／築 48 年）
- ・上広岡保育所（Iw 0.64、Is 0.23／築 46 年）
- ・上横場保育所（Is 0.45／築 53 年）
- ・岩崎保育所（Iw 0.34／築 42 年）
- ・高見原保育所（Iw 0.52／築 44 年）
- ・城山保育所（Iw 0.79／築 43 年）
- ・小田保育所（Iw 0.61／築 51 年）

➤ 新耐震基準とは・・・

昭和 56 年の建築基準法改正で定められたもので、建物の耐震性能を表すための指標で Is 値（鉄骨等）と Iw 値（木造建築物）で表します。

震度 6～7 程度の大規模地震の振動及び衝撃に対して倒壊、又は崩壊する危険性が低いとされる数値は、Is 値で 0.6 以上、Iw 値で 1.0 以上です。

2 施設整備に際する大前提（児童への影響や保護者の不安への配慮）

- ① 整備が完了するまでは、児童の安全確保を行いながら保育を継続します。
 - 建物の安全に気を配り、修繕等も行いながら持続していきます。
 - 新しい園への移行前までは、移行後停止する旨を利用者に説明したうえで、既存保育所の新規入所を行います。
- ② 保護者や地域へ丁寧な説明（※）を行いながら整備を進めていきます。
 - 現在在籍している児童については、希望を取りながら移行していきます。
 - なお、移行に際しては、公立保育所職員と、移行先の園職員による引継ぎ保育等を行い、保育環境の変化による児童への影響をできる限り軽減できるよう検討をしていきます。

※「4」のスケジュール案の通り、整備の進捗段階に応じて説明会を実施します。

3 9保育所整備に関する基本的な考え方

- ① 安全性を最優先に考え、Is 値/Iw 値の低い順に整備します。
整備スケジュール案は「4」のとおりです。
- ② 将来にわたり持続可能な運営となるよう、エリアが近く統合できる保育所は統合を検討します。
- ③ 近隣の公立保育所で児童の受け入れが可能な場合は、該当の保育所の休所も視野に入れます。
- ④ 公共施設などの跡地で利活用できる用地がある場合は積極的に活用します。
- ⑤ 公立保育所の配置については、つくば市全域の地域のバランスも考慮しながら整備し、つくば市全域でとらえた場合、大きな空白地帯ができないよう荃崎地区の1か所を公立とします。
- ⑥ 速やかに複数の保育園を整備していくため、立地条件や周辺の保育需要等を勘案し、民間の参入が見込まれる保育所については、民間保育園の中でも実績のある社会福祉法人や学校法人による建設・運営を優先して検討します。
- ⑦ 9保育所の具体的な整備にあたっては、保育所ごとの個別事情をより詳細に検討した個別整備計画を作成します。

4 9保育所の整備方針及び整備スケジュール（案）

保育所名	卒所する児童		H27（2015）年度 生まれ卒所	H28（2016）年度 生まれ卒所	H29（2017）年度 生まれ卒所	H30（2018）年度 生まれ卒所	H31（2019）年度 生まれ卒所	R2（2020）年度 生まれ卒所	定員	在籍 数	
	Is値	Iw値									
上境	Is0.07	同じエリアで法人による建設・運営	保護者説明※2	法人を公募保護者説明※3	法人で建設保護者説明※4 引継ぎ保育など	法人で運営スタート	R6	R7	R8	60	41
	Iw0.81										
稲岡	Is0.14	同じエリアで法人による建設・運営		保護者説明※2	法人を公募保護者説明※3	法人で建設保護者説明※4 引継ぎ保育など	R5	R6	R7	60	57
	Iw0.14										
上ノ室	Is0.20	2保育所を統合し、同じエリアで法人による建設・運営		保護者説明※2	法人を公募保護者説明※3	法人で建設保護者説明※4 引継ぎ保育など	R4	R5	R6	60	47
	Iw0.71										
上広岡	Iw0.64			保護者説明※2	法人を公募保護者説明※3	法人で建設保護者説明※4 引継ぎ保育など	R3	R4	R5	70	51
	Is0.23										
上横場	Is0.45	同じエリアで法人による建設・運営			保護者説明※2	法人を公募保護者説明※3		R3	R4	135	93
	Iw0.45										
高見原	Iw0.52	2保育所を統合し、高崎幼稚園跡地で法人による建設・運営			保護者説明※2	法人を公募保護者説明※3		R3	R4	60	65
	Iw0.52										
城山	Iw0.79			保護者説明※2	保護者説明※2	法人を公募保護者説明※3		R3	R4	60	52
	Iw0.79										
岩崎	Iw0.34	岩崎幼稚園跡地で公立で建設・運営		保護者説明※2	保護者説明※2	公立でスタート		R3	R4	60	62
	Iw0.34										
小田	Iw0.61				保護者説明※2	保護者説明※2		R3	R4	60	29
	Iw0.61										

◆「法人」は認可保育園運営に実績のある社会福祉法人や学校法人を予定

（在籍数は令和3年6月29日時点）

◆保護者説明※1：全体スケジュール提示、※2：個別整備計画（案）作成時、※3：法人決定時、※4：移行に関する説明

5 整備する施設の公立と民間のバランスについて

公立保育所と民間保育施設は、それぞれの特色をいかし質の高い保育の提供と子育て支援における多様なニーズに応えています。

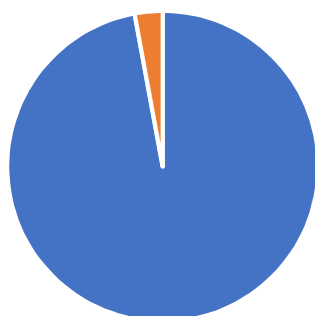
その中でも、公立保育所は市の保育行政の方向性に沿って、保育の基準を示すとともに、保育施設の空白地帯が発生しないようにする役割があります。

一方、民間保育施設は、保護者ニーズに対応した多種多様な保育サービスを実施しています。

このため、児童の安全性を最優先に考え、保護者のニーズを踏まえつつ短期間で整備を完了させるために、保育実績のある社会福祉法人や学校法人による建設・運営を検討しています。検討にあたっては、つくば市全域で公立保育所の空白地帯が生じないようにしています。

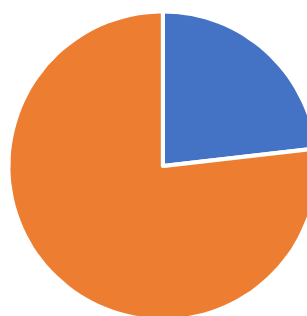
なお、公立保育所の場合、建設・運営費は利用者負担額（保育料）以外市の支出ですが、民間が建設・運営する場合には国等の補助があります。そのため、例えば定員90人規模の保育施設では、1園あたり建設費が約2億3千万円、運営費が年間約1億円、市の支出が少なくなります。

公立保育所にかかる費用の負担割合



■市 ■その他

民間保育園にかかる費用の負担割合

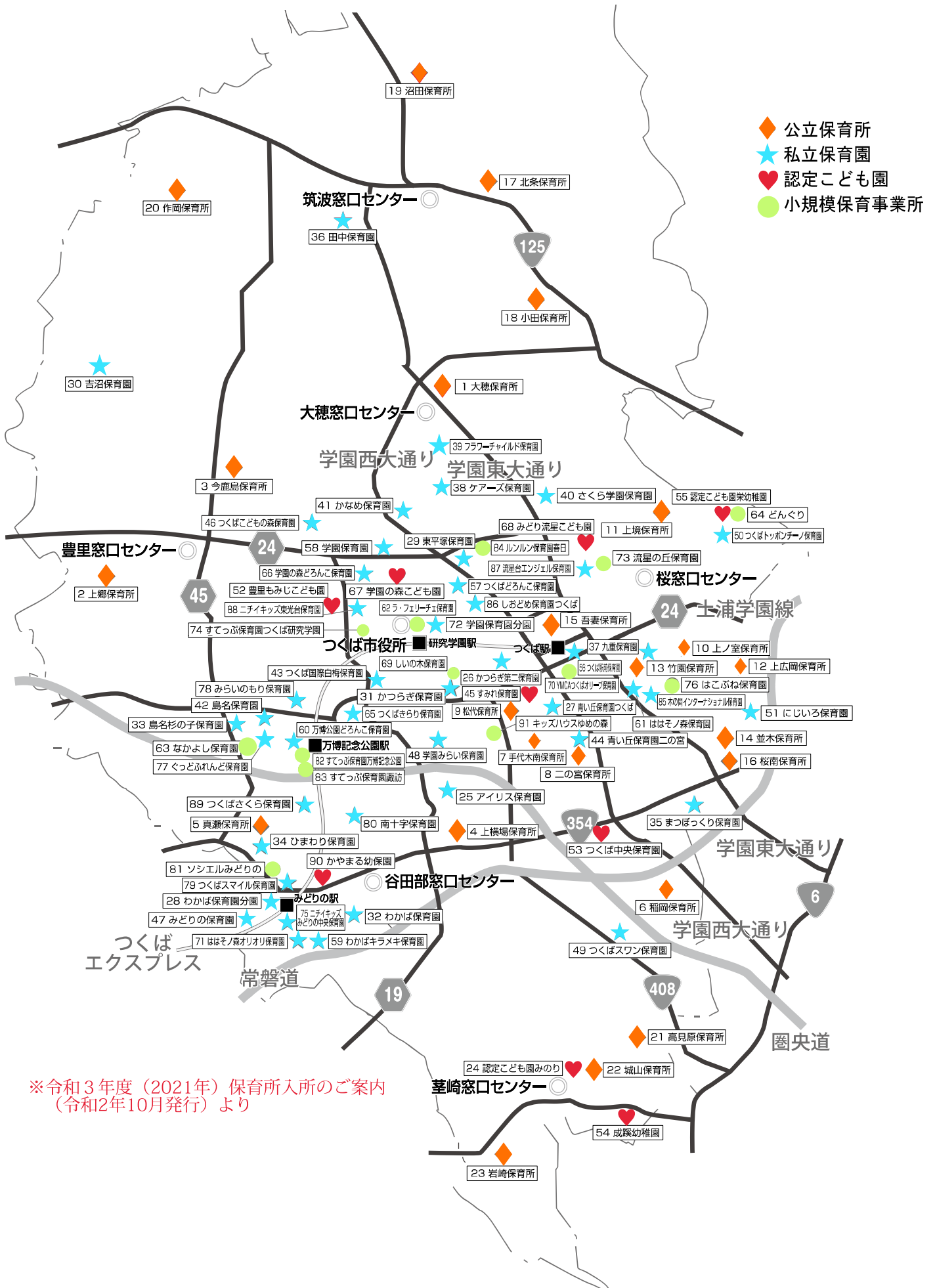


■市 ■その他

9 保育所の整備についてご不明な点に関するお問い合わせは、下記にて随時お受けいたします。

つくば市こども部こども政策課政策係
 TEL (029)883-1111 内線 1522、1524
 E-mail wef043@city.tsukuba.lg.jp

市内保育所等の配置



※令和3年度（2021年）保育所入所のご案内（令和2年10月発行）より